

広島マスタース陸上競技連盟規約

第 1 章 総 則

第1条 (名称・事務局)

この連盟は広島マスタース陸上競技連盟(以下「連盟」と称し、事務局は理事会の承認を得て会長の定めるところに置く。

第2条 (目的)

この連盟は、広島県内の若者から中高年齢者の陸上競技愛好者をもって組織し、陸上競技の普及と振興に寄与する。

2. 生涯スポーツとして心身の健康と保持増進を図り、合わせて生きがいのあるライフワークに寄与するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 (事業)

前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

マスタース陸上競技大会の開催及び国内・国際マスタース陸上競技大会への積極的参加。

2. 陸上競技に関する講習会、実技指導、健康づくりに関すること。
3. 日本陸上競技連盟、日本マスタース陸上競技連合、及び中国マスタース陸上競技連盟への加盟登録の申請をする。
4. 記録の報告及び日本記録・県記録の公認申請。
5. その他連盟の目的を達成するために必要な事項。

第4条 (会員)

会員は広島県内に在住、もしくは勤務地を有する者とする。

2. 会員の年齢は、男女とも満18歳以上とする。
3. 実業団及び学生連合の登録者も入会できる。
4. 会員は第2条の目的に賛同し、当該年の登録費を納入した者とする。
5. 会員の入会手続きは別途定める。

第5条 (名誉会員)

名誉会員については、別途細則に定める。

第6条 (賛助会員)

賛助会員については、別途細則に定める。

第 2 章 役 員

第7条 (役員)

当連盟に次の役員を置く。

- (1) 地域選出理事 (20名)

- (2) 理事会推薦理事 (若干名)
- (3) 監事 (2名)
2. 理事のうち、会長・副会長(2名)・理事長・副理事長(2名)・常務理事(若干名)・事務局長・会計理事 とする。

第8条 (役員を選出)

会長・副会長・理事長は理事の互選により理事会で選出し、総会で承認する。

2. 地域選出理事はブロックごとに互選し、総会で承認する。ただし、理事の数及び地域割については別途細則に定める。
3. 理事会推薦理事は、この連盟の目的を達成するため必要と認める者を理事会で選出し、総会で承認する。
4. 常務理事は、理事の互選により会長が委嘱する。
5. 副理事長は、会長が推薦し理事会で承認する。
6. 事務局長と会計理事は、会長が推薦し理事会で承認する。
7. 監事は理事以外の会員から会長が推薦し、理事会で承認する。

第9条 (役員職務)

会長は連盟の業務を統括し、連盟を代表する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはあらかじめ会長が指名した順序にそってその職務を代行する。
3. 理事長は連盟を運営し、業務を掌理する。
4. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはあらかじめ会長が指名した順序によってその職務を代行する。
5. 常務理事は、連盟の重要案件を審議する。
6. 理事は、連盟の業務を執行する。
7. 監事は連盟の業務及び財務の状況を監査し、理事会及び総会で報告する。
必要ある場合は、理事会及び臨時総会の召集を請求できる。
8. 会計理事は理事長の管轄のもと、会計に関する職務を行う。
9. 事務局長は事務局員と事務局を構成し、連盟の庶務事項(記録、諸連絡等重要書類の保管)を担当する。

第10条 (役員任期)

役員任期は1期2年とする。(新役員選出までとする)ただし、再任は妨げない。なお、欠員により補充された役員任期は前任者の残任期間とする。

第 3 章 会 議

第11条 (会議)

会議は、総会・常務理事会・理事会・専門委員会とし、総会・常務理事会及び理事会は会長が招集する。

2. 会議は委任状を含む構成員の過半数をもって成立し、議事の決議は出席者の過半数をもって決定する。なお、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

第12条（総会）

総会は年度終了後2ヶ月以内に会長が召集し、毎年1回開催する。

なお、

- (1) 理事会が必要と認めた時。
 - (2) 会員の1/3から請求があった時は、早急に臨時総会を開催しなければならない。
2. 総会の開催通知は、開催の3週間前までに全会員に通知する。
 3. 総会の議長には、会長又は会長に指名された者があたる。
 4. 総会は連盟の議決機関であり、次の事項を審議決定する。
 - (1) 事業報告及び収支決算についての事項。
 - (2) 事業計画及び収支予算についての事項。
 - (3) 財産目録についての事項。
 - (4) 役員の変更及び規約等の改正。
 - (5) 連盟の重要案件。
 - (6) その他必要な事項。
 5. 総会の議事については議事録を作成し、議長のほか総会で指名された議事署名人が署名押印のうえ事務局が保管する。
 6. 総会で議決した事項は、一ヶ月以内に全会員に通知する。

第13条（常務理事会）

常務理事会は原則として、会長・副会長・理事長・副理事長・事務局長・会計理事及び常務理事で構成し、必要に応じて会長が召集する。同会には監事、専門委員長を出席させ意見を求めることができる。議長には、理事長または常務理事があたる。

2. 連盟の業務執行は理事会の議決によるが、緊急あるいは会長が必要と認めた時は常務理事会において決定することができる。ただし、決定事項は速やかに理事会へ報告しなければならない。
3. 常務理事会の議事については議事録を作成し、議長のほか常務理事会で指名された議事録署名人が署名押印のうえ事務局が保管する。

第14条（理事会）

理事会の開催は7日前までに通知し、必要に応じて他の役員の出席を求めることができる。

2. 理事会は、毎年3回以上会長が招集して開催する。

ただし

- (1) 会長が認めた時。
- (2) 理事の1/3以上の請求があった時。
- (3) 監事から召集の請求があった時。

は会長が臨時に招集することができる。

議長には、理事長又は会長が指名した者があたる。

3. 理事会は、次の事項を審議決定する。
 - (1) 連盟の基本方針策定に関する事項。

(2) 連盟に関するその他の事項。

4. 理事会の議事については議事録を作成し、理事会で指名された議事録署名人が署名押印のうえ事務局が保管する。

第15条（専門委員会）

連盟は業務を円滑に執行するため、別途定める専門委員会を設置することができる。同委員会は、理事長及び理事が推薦する会員により構成され、理事長が統括する。

1. 専門委員会は、理事長が招集し議長には委員長があたる。

第 4 章 会 計

第16条（会 計）

連盟の経費は、登録会費・事業収入・補助金・寄付金、及びその他の収入をもってあてる。

2. 登録会費は年間5,000円（日本マスターズ陸上競技連合・中国マスターズ陸上競技連盟登録経費を含む）とする。
3. 賛助会員の年会費は、2,000円とし、広報紙・大会要項等の会運営に関する情報は事務局から送付する。
4. この連盟の銀行口座の住所は、会計理事宅に置く。
5. 寄付金の一環として「あったかい寄付」基金を設ける。本基金の運用については別途細則に定める。

第17条（年 度）

連盟の事業及び会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第 5 章 補 則

第18条（会員資格の喪失）

会員の資格は、脱会・除名・死亡によって喪失する。

2. 会員の脱会は、書面をもって会長に届け出る。

第19条（除名）

会員が次の各項に該当する場合は本人に弁解の機会を与え、理事会で審議する。その結果により、会長名で除名することができる。

- (1) この連盟の事業に反する行為をした場合。
- (2) この連盟の信用を著しく失墜させる行為をした場合。

第20条（会費等の不返還）

一度納入した登録会費及び諸納金は、理由の如何を問わず返還しない

第21条 連盟の細則は別に定める。

第22条 この規約は1981（昭和56）年5月30日から施行する。

第23条 この規約は、下記の通り一部改訂し施行する。

1983（昭和58）年 5月 1日一部改正

1985（昭和60）年 4月16日一部改正

1988（昭和63）年 3月20日一部改正

1990（平成 2）年 4月30日一部改正

1993（平成 5）年 3月30日一部改正

1994（平成 6）年12月13日一部改正

1997（平成 9）年 2月16日一部改正

1999（平成11）年 2月13日一部改正

2000（平成12）年 2月20日一部改正

2003（平成15）年 2月20日一部改正

2007（平成19）年 2月25日一部改正

2012（平成24）年 2月19日一部改正

2014（平成26）年 2月16日一部改正

2017（平成29）年 5月14日一部改正（賛助会員の制定）

広島マスタース陸上競技連盟規約細則

第 1 章 総 則

第 1 条 (目的)

規約第 21 条に基づき、当連盟の運営組織に関する細則を規定する。

第 2 条 (会員登録)

会員になろうとするものは、会員登録申込書と住民票の写しまたは、これに代わるもの及び登録会費を添えて、会長に提出すること。

2. 入会后、住所・氏名等に異動が生じた場合は、書面をもって早急に会長(事務局)へ届け出ること。

第 2 章 役 員 の 選 出

第 3 条 (役員の数と地域割り)

規約第 7 条 2 項による地域選出理事のブロックごとの定数は、前年度末の登録会員数の割合により理事会で定める。

地域割りについては次の 7 ブロックとし、それぞれ代表者(常任理事)1 名を置く。

- ① 福山市、府中市、神石郡
- ② 尾道市、三原市、世羅郡
- ③ 三次市、庄原市、山県郡、安芸高田市
- ④ 東広島市、竹原市、豊田郡
- ⑤ 呉市、江田島市、安芸郡、広島市安芸区
- ⑥ 広島市(中区、南区、東区、西区、安佐南区、安佐北区)
- ⑦ 大竹市、廿日市市、広島市佐伯区

第 4 条 (名誉会員・選出)

名誉会員は、名誉会長(1 名)・名誉顧問(1 名)・顧問(若干名)とし、必要に応じて置くことができる。

名誉会員は理事会で選出し、総会で承認する。登録会費は要しない。

(資格)

2. 名誉会長については、この連盟の会長、若しくは副会長経験者とする。会員以外では、この連盟の発展に著しく貢献した者とする。名誉顧問及び顧問については、この連盟の発展に著しく貢献のあった者とする。

(職務)

3. 名誉会員はこの連盟の運営に協力するとともに、会長の要請により諮問機関や会議に出席し助言できる。ただし、会議の議決権は有しない。

(任期)

4. 1 期 2 年とするが、再任を妨げない。補充は、前任者の残任期間とする。

第5条（賛助会員）

高齢化等で、競技に参加できなくなった会員で、引き続き当連盟の目的遂行に協力・参画できる者とする。

1. 総会の議決権は有しない。但し、総会・懇親会の参加はできるものとする。
2. 会員No.は、現役会員時の取得No.の前に賛助を付ける。(例…賛助 100)

第 3 章 専 門 委 員 会

第6条（専門委員会）

規約第13条に基づき、この連盟の運営を円滑にするため次の専門委員会を置く。

- (1). 総務委員会
- (2). 競技委員会
- (3). 広報委員会
- (4). 財務委員会

2. 専門委員会は、委員長1名・副委員長1名及び委員若干名を置く。ただし、委員長以外は理事職を要しない。

第7条（専門委員会の任務）

- | | |
|------------|------------------|
| (1). 総務委員会 | 企画表彰等に関すること。 |
| (2). 競技委員会 | 競技・記録・審判等に関すること。 |
| (3). 広報委員会 | 広報・会報等に関すること。 |
| (4). 財務委員会 | 財務・会計等に関すること。 |

第 4 章 関係団体への派遣役員

第8条（役員）

関係団体への役員は、次の通りとする。

- | | |
|---|-----|
| (1) 日本マスターズ陸上競技連合正会員 | 1名 |
| (2) 中国マスターズ陸上競技連盟理事
(会長が推薦し、常務理事会で決定する。) | 若干名 |

第 5 章 旅 費 規 定

第9条（旅費規定）

役員等が会議及び任務遂行のための旅費・宿泊費は、次のとおり支給する。

1. 県内の交通費については、別途定める。
2. 県外への交通費は、実費（公共交通機関）の80%とする。
3. 会議その他の用件で宿泊した場合は、宿泊費として1泊8000円を支給する。

第 6 章 あったかい寄付基金

第 10 条 (目的等)

1. 慶弔など様々な思いで寄せられた寄付金を、ボランティアで支えるこの連盟の運営に活用する。
2. 基金は事務局長及び会計理事が管理し、特別会計とする。会計年度は規約に準ずる。
3. 使途については理事会で承認された事項ほか、この連盟が主催する練習会・講習会の費用、及び県代表の趣旨に沿った競技に参加する場合の参加料等とし、理事会に報告する。

第 7 章 附 則・そ の 他

第 11 条 (補則)

主な大会（県選手権大会・中国マスタース駅伝大会・県記録会等）の運営は競技委員会が主体的に当たり、必要に応じて他の委員会が協力する。

第 12 条 (附則)

上記にない事項については、常務理事会で審議決定する。

2. 本連盟規約、細則は 2000(平成 12)年 2 月 19 日から施行する。

第 13 条

この細則は下記の通り一部改正し、施行する。

1983 (昭和 58) 年 5 月 1 日一部改正

1985 (昭和 60) 年 4 月 16 日一部改正

1988 (昭和 63) 年 3 月 20 日一部改正

1990 (平成 02) 年 4 月 30 日一部改正

1993 (平成 05) 年 3 月 30 日一部改正

1994 (平成 06) 年 12 月 13 日一部改正

1997 (平成 09) 年 2 月 16 日一部改正

1999 (平成 11) 年 2 月 13 日一部改正

2000 (平成 12) 年 2 月 20 日一部改正

2003 (平成 15) 年 2 月 20 日一部改正

2007 (平成 19) 年 2 月 25 日一部改正

2012 (平成 24) 年 2 月 19 日一部改正

2017 (平成 29) 年 5 月 14 日一部改正 (賛助会員制定、慶弔規定削除)